

令和5年 第3回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和5年8月24日 午後1時30分 開議

1. 出席議員 11人

—	—	2番	古谷 星工人	3番	内田 晃
4番	平野 由里子	5番	田代 実	6番	井上 栄一
7番	南雲 まさ子	8番	中野 博	9番	飯田 一
10番	齋藤 永	11番	寺嶋 正	12番	大館 秀孝

2. 欠席議員 1人

1番	唐澤 一代
----	-------

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本山 博幸	副 町 長	田代 浩一
教 育 長	浄泉 和幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中津川 文子
参事兼政策推進課長	鈴木 英幸	総 務 課 長	早野 政弘
安全防災担当室長	鎌田 将次	税 務 課 長	山岸 裕子
町 民 課 長	川本 博孝	福 祉 課 長	宮根 正行
子育て健康課長	渋谷 昌弘	観 光 経 済 課 長	遠藤 洋一
まちづくり課長 兼 駅 周 辺 事 業 推 進 担 当 室 長	柳澤 一郎	環 境 上 下 水 道 課 長	渋谷 好人
教 育 課 長	椎野 晃一	—	—

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石井 友子	書 記	島 秀明
---------	-------	-----	------

5. 議事日程

- 日程第 1 認定第 1 号 令和 4 年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について（一般会計決算審査特別委員会報告）
- 日程第 2 認定第 2 号 令和 4 年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 3 号 令和 4 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 4 号 令和 4 年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 5 議案第 5 号 令和 4 年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 6 号 令和 4 年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 7 号 令和 4 年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 8 号 令和 4 年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 9 号 令和 4 年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 報告第 4 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 11 報告第 5 号 令和 4 年度松田町一般会計継続費精算報告書の報告について
- 日程第 12 報告第 6 号 有限会社みやまの里の経営状況について
- 日程第 13 産業厚生常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 14 議会 ICT 化に向けたタブレット端末の導入に関する委員会報告（議会改革推進委員会）
- 日程第 15 委員会の閉会中の継続審査申出書
- 日程第 16 議員派遣について

6. 議会の状況

議 長 皆さん、こんにちは。松田町議会定例会本会議第 3 日目を迎え、議員各位に

は定刻までに御参集いただき、大変御苦労さまです。

政策推進課より写真撮影の申出があり、許可をいたしておりますので、御承知おき願います。

報告します。唐澤議員より、体調不良のため欠席の連絡がありましたので、報告します。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中11名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。(13時30分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「認定第1号令和4年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について（一般会計決算審査特別委員会報告）」を議題といたします。

本件については、一般会計決算審査特別委員会の審査報告を求めます。一般会計決算審査特別委員会委員長 内田晃君。

一般会計決算審査
特別委員会委員長

それでは報告いたします。

令和5年8月24日、松田町議会議長 飯田一殿。一般会計決算審査特別委員会委員長 内田晃。

一般会計決算審査特別委員会報告書。本委員会は、8月23日、24日に委員11名中10名出席のもとに、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和5年第3回議会定例会において付託された認定第1号「令和4年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定」について、慎重に審査いたしましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

2、審査の内容。歳入については一括、歳出については各款を単位として、適切な執行がなされたかを中心に審査を行いました。

なお、次のことについて留意されたい。

(1) 各種設計委託業務等成果品の概要説明は、適切な時期に行われたい。

(2) 土地開発基金で購入した公共用地の買戻しが適切に行われていないの

で、計画的に執行されたい。

(3) 監査員の指摘事項にある教育費の不用額について、詳細な説明を受けた。今後の予算執行において適切な対応をされたい。また、特産品開発事業補助金については、制度の見直しをされたい。

(4) 財政調整基金は14億を超える現在高となったが、今後の新松田駅周辺整備事業の進展や広域における整備事業の町負担額の増加を見据えた今後の財政運営を図られたい。

以上です。

議 長 一般会計決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。議員全員による特別委員会のため、質疑を省略したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を省略して討論に入ります。まず、原案に反対の方の討論を許します。

11番 寺 嶋 それでは、反対討論から行わせていただきます。令和4年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

歳入決算額は前年度対比19.7%減の57億4,458万円、歳入決算額は前年度対比20.4%減の52億7,681万円で、歳入歳出差引4億6,777万円の剰余金が生じ、継続途次繰越の町道19号線町屋踏切改良事業、繰越明許費の戸籍電算システム改修事業ほか3事業及び事故繰越しの松田中学校施設整備事業(校舎改修設計委託料)に係る翌年度へ繰り越すべき財源8,266万円を除いた実質収支額は3億8,510万円となりました。実質収支残高が多くなっており、予算単年度主義に鑑み、今後は積極的な事業執行を検討されたい。

歳入では、自主財源の主たる町税は15億4,347万円となり、依存財源の地方交付税は13億448万円、国庫支出金8億4,452万円、町債3億8,040万円となりました。

歳出では、人件費、扶助費、公債費を含めた義務的経費は21億6,189万円となりました。

令和4年度末の地方債現在高は55億5,858万円となり、結果として町税の不納

欠損額は114万円、収入未済額は6,237万円もあり、収納向上対策が求められています。

普通建設事業では、松田小学校整備事業、ジビエ処理加工施設建設事業、消防団第6分団消防車両の購入など実施しています。今後、新松田駅周辺整備事業が予定されており、扶助費や公債費の増加等で厳しい財政運営が予測されます。町民の暮らし、福祉の拡充に向けて財源確保を図り、町有地や空き地の有効活用など検討することです。

決算の評価として、コロナウイルス感染症対策事業や小児医療費助成を高校卒業まで拡充されたことは理解できますが、事業の未執行や不用額が多く見受けられるので、十分精査して、適切な予算措置をすること。町の正規職員は定数114名に対し111名となっており、増やすこと。新松田駅南口駅前広場整備事業が滞っており、引き続き尽力すること。町消防団は129名で、前年度から8人減っており、町民の生命と財産を守る立場から、消防団員を増やすことなどを申し上げて、決算の反対討論とします。よろしくお願いいたします。

議 長 次、原案に賛成の方の討論を許します。

4 番 平 野 令和4年度一般会計歳入歳出決算について、賛成の討論をさせていただきます。

本年度は総額31億円の大型公共事業であった松田小学校整備事業の最終年度として、子供たちの声がこだまする木造校舎の南側に水はけのよいグラウンドが整備されました。校舎と体育館の屋根には太陽光発電も設置され、二酸化炭素排出だけでなく、高騰する電気料を抑制する効果もあり、また災害時の非常用電源として地域の安心に役立つことでしょう。新型コロナウイルス感染症が続く一方で、ウクライナなど国際情勢の不安定化もあり、物価が高騰する中、国からの臨時交付金を活用し、様々な感染対策と支援策を適切なタイミングで実施してきたことも今回の審査で改めて確認いたしました。チルドレンファーストを掲げ、近隣に先駆けて小児医療費助成を高校生まで拡充し、第2子の保育料も無償化しました。また、松田子どもカフェとして、対面だけでなくZ o o m参加も交え、まちづくりに対する小学生から大学生までの声を聞く取組も

始まりました。

歳入総額57億4,460万、歳出総額52億7,680万、翌年に繰り越すべき額を差し引いた実質収支額は3億8,500万、町の貯金、財政調整基金は約15億と、過去最高レベルとなっております。投資的な事業も計画的に展開しつつ、福祉・教育など経常的な町民サービスも滞りなく実施されており、令和4年度の一般会計歳入歳出決算を認定すべきものとしたします。

議 長 ほかにございませんか。

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。認定第1号令和4年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員会報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり認定されました。

議 長 日程第2「認定第2号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは説明させていただきます。国保被保険者は令和4年度末で2,258人となっております。さらに、国保加入者の約5割が65歳以上という状況でございます。また、平成30年4月からは国保制度改革が行われ、都道府県が財政運営の責任主体として参入しているところでございます。

令和4年度の決算でございますが、224ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額11億2,954万5,862円、2、歳出総額10億8,498万5,866円、3、歳入歳出差引額は4,455万9,996円で、同額が実質収支額となっております。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を2,000万円といたしました。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。226、227ページを御覧ください。歳入でございます。款の1、国民健康保険税、予算現

額 2 億3,726万9,000円、収入済額 2 億5,010万2,622円、不納欠損額は102万3,700円、収入未済額は2,987万8,798円となっております。国保税の収納率につきましては、現年度分が95.74%、前年度比較1.78ポイントの減となっております。滞納繰越分が23.33%、前年度比較11.91ポイントの減、全体では89.0%、1.34ポイントの減となりました。

差押えにつきましては、20件、350万6,600円を実施いたしました。内訳としましては、給与が2件、生命保険が2件、預貯金が10件、不動産が1件、年金が2件、その他が3件となっております。

不納欠損の内訳ですが、5年経過した消滅時効によるものが47件、12名、生活保護などの理由により執行停止して3年経過したものが36件、6名、計83件、18名となっております。

なお、参考といたしまして、令和5年4月から7月末までの滞納繰越分の収納状況につきましては、175万5,350円を収納しております。今後も引き続き収納率の向上に努めてまいります。

款の2、使用料及び手数料につきましては、保険税の督促手数料でございます。

次の228、229ページを御覧ください。款の3、県支出金につきましては、制度改革により神奈川県から保険給付費に充てるものとして交付金を受けております。予算現額 8 億2,799万3,000円、収入済額 7 億6,127万9,508円、普通交付金が主に保険給付費に充てられ、特別交付金は保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金分、特定健診等負担金分となります。

款の4、財産収入につきましては、財政調整基金積立金利子でございます。

款の5、繰入金につきましては、予算現額 1 億898万6,000円、収入済額 1 億582万7,526円、項・目ともに一般会計繰入金につきましては、国・県の国民健康保険基盤安定制度負担金が充当されております。節の1から5までは法定繰出基準に基づき、一般会計から繰り入れた交付税措置された法定分でございます。

節の1、保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税を公費で補填する制度で、

保険料軽減分として県4分の3、町4分の1、保険者支援分として国2分の1、県4分の1、町4分の1で、国と県の負担分を一旦一般会計で受け入れ、町の負担分と合わせて繰り入れるものでございます。

節の2、職員給与費等繰入金は、職員3名分の給与費と事務費分でございます。

節の3、出産育児一時金は、歳出の出産育児一時金の3分の2が繰り入れられるものでございます。

節の4、財政安定化支援事業繰入金ですが、国保財政の安定化を図るために交付され、一旦一般会計で受け入れをして国保会計に繰り入れるものでございます。

節の5、未就学児均等割保険料繰入金は、令和4年度から始まりました制度で、子育て世帯の支援のため、未就学児の均等割保険料のみを2分の1に減額するもので、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担となります。4年度の実績は38件でございます。

項の2、基金繰入金、目の1、財政調整基金繰入金は、歳出でも説明いたしますが、平成28年度に神奈川県より借り入れた保険財政自立支援事業資金に対する公債費元利償還金に充てるために1,000万円を繰り入れたものでございます。

230、231ページを御覧ください。款の6、繰越金、令和3年度からの繰越金は965万2,081円でございます。

款の7、諸収入、収入済額254万3,125円。主なものは、項の1、延滞金、加算金及び過料の保険税の延滞金でございます。

項の3、雑入は、第三者行為による納付金1件と、次の232、233ページを御覧ください。目の6、過年度収入として保険給付費等交付金、普通交付金の令和3年度分の精算金でございます。

最下段、歳入合計の収入済額11億2,954万5,862円でございます。

次に、234、235ページをお開きください。歳出でございます。款の1、総務費、予算現額3,275万1,000円、支出済額2,660万902円、不用額615万98円の主なものは、職員給与費、徴税費の報酬などでございます。支出の主なものは、

備考欄の01、職員給与費では、職員3名分の人件費、02、一般管理費では、被保険者証の発行に係る郵送料など一般的な事務費、国保連合会に関する団体負担金、レセプト事務員等会計年度任用職員2名分の報酬と国民健康保険診療所事業特別会計繰出金でございます。この繰出金は、令和3年度に国保診療所に整備した電子カルテ一体型レセプトシステムに対して県から他の補助金と一括して国保会計に交付されたため、その補助金額を診療所特別会計へ繰り出すものでございます。

次の236、237ページを御覧ください。項の2、徴税费では、納税通知書等を発行するための通信費等でございます。

項の3、運営協議会費は、国保運営協議会委員6名分の報酬でございます。

款の2、保険給付費、予算現額7億9,498万7,000円、支出済額7億2,767万7,311円、不用額6,730万9,689円の主なものは、一般被保険者療養給付費と一般被保険者高額療養費でございます。前年度比較約12.2%の減となっております。被保険者数の減少や新型コロナの影響による受診控えがまだにあると推測されております。コロナ前の平成30年度よりは低いものの、被保険者の高齢化が進んでいることや、医療技術の高度化により、依然として高額なところで推移しており、被保険者1人当たりの医療給付費は36万6,956円となっております。

次の238、239ページをお開きください。項の2、高額療養費は、支出済額8,904万1,788円、前年度比較約15.5%の減となっておりますが、医療給付費と同様に依然として高額で推移しております。

項の4、出産育児諸費の出産育児一時金につきましては、6件分でございます。

項の5、葬祭諸費につきましては、次の240、241ページをお開きください。葬祭費として1件5万円で13件分でございます。

款の3、国民健康保険事業納付金は、平成30年度の国保制度改革で設けられたものでございます。予算現額3億415万5,000円、支出済額3億415万2,992円。項の1、医療給付費分及び項の2、後期高齢者支援金等分は、一般被保険者、退職被保険者等に分けられており、項の3、介護給付費分につきましては国民

健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収したものを、おのおの神奈川県に決定された金額を納付しております。

款の4、共同事業拠出金につきましては、次の242、243ページを御覧ください。一般被保険者から退職被保険者等に移行するリスト作成に係る国保連合会への拠出金でございます。

款の5、保健事業費につきましては、予算現額1,700万4,000円、支出済額1,574万2,440円でございます。

項の1、保健事業費の目の1、保健普及費では、人間ドックの補助金、1件2万円で、受診者74名分の支払いと、管理栄養士として会計年度任用職員1名分の報酬などがございます。

目の2、国保ヘルスアップ事業につきましては、予算現額600万5,000円、支出済額553万4,539円。平成30年度から本格化した保険者努力支援制度に係る事業として実施したものでございます。平成30年度からデータヘルス計画に基づき、被保険者の健康維持・増進のための事業として、0101糖尿病性腎症重症化予防事業、0102地域包括ケアシステム推進事業、次の244、245ページをお開きください。0103特定健診未受診者対策事業、0104早期介入保健指導事業を実施いたしました。これらの事業に従事する保健師や健康教育の講師等に係る報償費、委託料などを支出しております。

項の2、目の1、特定健康診査等事業費は、特定健康診査、特定保健指導に関する費用や、医療費通知の発行などに関する経費でございます。

款の6、基金積立金につきましては、支出済額3,200円、財政調整基金積立金の利子でございます。

款の7、公債費、項の1、広域化等支援基金償還金は、平成28年度に神奈川県から借り入れました5,000万円を平成30年度から令和4年度までの5年間で毎年1,000万円を均等償還するもので、最後の1,000万円を神奈川県に償還し、完済いたしました。

246、247ページを御覧ください。款の8、諸支出金、支出済額80万9,000円。諸支出金につきましては、償還金利子及び割引料で、保険税の還付金及び還付

加算金を支出してございます。

款の9、予備費につきまして、次の248、249ページを御覧ください。充用等はございませんでした。

最下段、歳出合計欄を御覧ください。支出済額10億8,498万5,866円となりました。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺 嶋 245ページ、委託料です。0103の委託料、特定健診未受診者対策事業委託料ということなんです。これは65歳以上ですかね。それで、未受診の方、対象はどのくらいいて、それで受診につながった方というのがどのくらい成果を得られたのか。その辺についてお伺いいたします。

町 民 課 長 特定健診未受診者対策事業につきましては、40歳から74歳の国保被保険者に対する健康診査の受診率を向上させるため、未受診者に対し過去の受診歴やKDBシステム内のデータを分析し、行動パターンごとに、その人に合った受診勧奨はがきを送付し、受診勧奨を行ったものですが、その結果、何人が受診に結びついたかというところまで、ちょっと申し訳ございません。

11番 寺 嶋 何人の方が実際、特定健診を受けたかって、成果としてはまだ、人数としては把握してないということでもよろしい。そうすると、40歳から74歳の方に健康診査を、診断をね、受けてくださいよという、その案内とかそういう促進、通知を出し、促進をさせたということの事業で、ということで捉えてよろしいんですか。（「はい。」の声あり）はい、分かりました。

議 長 ほかにございますか。

6番 井 上 ページですね、227ページ、歳入の国民健康保険税の現年課税分ですね、収入未済が677万1,299円という金額です。なかなかですね、ここでコロナ禍、その後はですね、様々な物価高騰でですね、大分生活が苦しいというふうな状況の中で、この収入未済のですね、677万1,000円でですね、収入未済になっているのが滞納によるものか、やっぱり生活が苦しいというふうな事情によるもの

がどのくらいあるのか。またはこの収入未済になっている理由等、分かればです
ね、教えていただきたいと思います。

町 民 課 長 収入未済の件数としましては、1,230件、154名の方となっております。被保
険者の多くの方が会社を辞めて入られた方と高齢者という方なので、今手元に
現金がないと言われる方が多くてですね、実際の生活が苦しいのかなと推測
しております。

6 番 井 上 今ですね、154名ですか…145名。（「154。」の声あり）154名ですよ。の
方がですね、現年課税の収入未済となっているという方だというふうな説明が
ありました。それで、現金が手元にないということであって、やはりそれ、今
までの社会保険から国民健康保険へと移動、社会保険が変わった方が対象とな
りますけれども、そういった方の中で、なかなか現金収入が少ないということ
であるとですね、結構事情的にはですね、ここでやはり大分生活費等が、ガソ
リン代等が高騰しているだけではなく、やはりそれがですね、生活費にも影響
しているという部分というのは十分推察されるわけですので、これらの方に対
するですね、収入未済となっている方に対する納税、納付のお願いというのは、
どのような形で行われているのか、分かればお願いをしたいと思います。

町 民 課 長 連絡のとれた方については、聞き取りをさせていただいて、分納計画という
のを立てさせていただいて、1期幾らというのは払えなくても、少しずつ納め
ていただくような形で収納しております。

6 番 井 上 大分金額的にはですね、677万ということで、154名で割ると平均的にも結構
な金額になろうかというふうにも思いますが、そういった計画を立ててですね、
少しずつでも納付をお願いをするという方向でですね、かつ、やはり非課税者
等ですね、生活困窮者に対してですね、適切な徴収方法で今後ともですね、対
応をさせていただきたいと思います。終わります。

議 長 ほかにございますか。

5 番 田 代 国民健康保険等診療所事業の財政調整基金について、定例会初日の22日、代
表監査委員から監査報告の際に質問させていただきました。この内容に一部訂
正がありますので、よろしく申し上げます。国保等診療所基金が統合されたと

きに、8億という発言を私しましたが、先日担当に確認しました結果、平成19年2月に統合したときの金額は、基金の額は8,918万円でした。1桁間違えておりました。訂正させていただきます。これが前段で、質問に入らせていただきます。

国保会計は平成30年に広域化されたと同っております。経営が厳しく、基金を取り崩して、3,525万円に…あ、すみません。広域化は30年にされたんですけども、その前です。広域化の前に、平成18年以降、基金が統合された後、非常に国保会計の経営が厳しくて、基金を取り崩して、一番どん底で3,525万円になっています。18年に基金統合後、10年で5,393万円、約60%減少しています。これを境に、その後、30年に広域化された頃から、決算での基本額は令和4年度現在、今回、3億8,530万円に増大してきました。どん底であった3,525万円の基金が今現在10倍ほどになっています。まず初めに、この要因について、担当課長にお伺いします。どのようにしてこうやって厳しい国保会計の基金が増えたのかということをお答えください。

町 民 課 長 平成30年に国保改正が行われて、都道府県が財政の責任主体となったときには、県へ納める国民健康保険事業納付金というのがございました。それに関してですね、急に納付額が大きくなる市町村につきましては、激変緩和措置というのが設けられたことによって、納付金が減額されているところです。現在、例えばですね、激変緩和につきましては松田町としては平成30年度のときに4,208万6,506円という金額が減額されております。そこから段階的に引き下げられて、最終が令和13年度の300万6,178円までの14年間で、合計3億1,564万8,795円の予定となっております。この減額されている分が、幸いにしてうちのほうでは余裕ができたことで、積み立てができたと考えております。

5 番 田 代 保険料アップに伴う激変緩和策、これで剰余金がある程度できたと、このように理解させていただきます。

今回224ページですか、実質収支の額、4,455万円、これが黒字になってます。この要因については、一般会計の繰入金9,898万と基金繰り入れ1,000万、約1億円、これが一つの要因というふうに私も考えております。

そのような背景の中で、町長にお伺いします。保険料の激変緩和、これは令和13年までだということ、今がちょうどピークで、だんだん減っていくのかなと。そうすると、やはり国保会計もだんだん厳しくなっていくのかなと。前者が収納未済額、滞納について…滞納ですね、伺って、やはり物価高騰だとか、そういうことで生活弱者が払えないということで、それを収納するというのは町税の、町民税と比べて国保のほうは非常に厳しいのかなという感じがします。そこで、今回の財政調整基金、決算で14億9,573万円、これはあるほどいいんですけれども、松田のレベル、また上郡のレベルでも、かなり町側が頑張って調整基金を積んでいただいたなというふうに感じています。これ以降の国保会計なんですけれども、今、ある程度、少しはゆとりあると思います。そのような中で、これから国保会計が年を追うごとに厳しくなっていく。そういう中で、少しでも、今であれば基金繰入金を少しでも増やしていただけたらありがたいなと。それで将来厳しくなったときに、この基金があれば、少しは持ちこたえるんじゃないかと、そのように思います。

それと、あと、監査委員が指摘した国保診療所会計、これについてもプラス・マイナス・ゼロは無理ですけれども、少しでも外来を増やして、赤字幅を縮小するような努力をしていただけたらなということで、要は私の質問内容は、今、少し余裕があるので、財政調整基金、これについて令和6年度の予算のときに、少しでも国保会計の基金に繰り入れるような努力をしていただきたいと、ありがたいと思います。それに対して町長のお考えを伺います。

町長　まず、予算の性質上というか、その辺のことから多分議論しなきゃいけないんじゃないかなと思って今お伺いをしていました。国保に関しては、特別会計といいましようかね、その性質上もあって、やはり受益者負担というふうな原則があるかというのは、もう皆さん承知のとおりだと思います。今までは一般会計のほうで、国保じゃない人たちも含めた全体の方で努力して重ねてきた財政調整基金でもありますし、この財政調整基金も、目的をしっかりとやっぱり明確にしながら今までためてきているというふうに思っています。ただ、監査のほうからの御指摘も頂いていますし、今のような話もありますので、今、

私が答えられるのは、直接そのお金を国保のほうの財調にためるということは、正直言えない。言えないと思っていますので、逆に国保の方だけでなく、対象者になっている、困っている方々に手厚く、生活支援だとか、そういうことをやりつつ、その方々が税は税としてちゃんと払ってもらえるような社会構造をつくっていくのが私たちの仕事かなと思っていますので、お気持ちは十分に承知していますけれども、できることとできないことがあるので、それでしっかり対応していきたいというふうに考えます。以上です。

5 番 田 代 先ほどの国民健康保険会計、これが非常に厳しいときに、診療所がある程度優秀な先生がすごい稼いでくれたので、そのためたお金を合算して、8,900万円ほどになったと。そのときに、平成19年の2月に統合しているんですけども、その議論したときの私、記憶があります。そのときの議員さんは、やはり松田町のために一生懸命働いてきた人が、社会保険が終わって、国保のほうに入っている高齢者が多いと。そういった方を少しでも助けるために、これ、極論なんですけれども、ある議員さんは、JRのあの土地、駐車場、今使っている。それを売ってしのいでもいいのではないかと、そういう意見を発言されたことを私、はっきり覚えています。ただ、私、そのとき職員で、当時税務課長だったと思うんですけども、財産を売って充てるのはどうなのかなということで、それはあくまでも極論の意見として私は捉えさせていただきました。

今、確かに町長がお話があったように、納めるものは納めると、それは当然です。ただ、しかしながら、だんだんやはり少子高齢化の影響で、これから厳しくなるということで、令和6年の予算を編成するときは、まだ体力、松田、あると思いますので、そのときは私のこういった意見も参考にしながら、予算を組んでいただけたらありがたいということで、これは私の最後の要望です。終わります。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第2号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第3「認定第3号令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 診療所事業特別会計につきまして説明させていただきます。

256ページの実質収支に関する調書を御覧ください。1の歳入総額4,935万9,262円、2の歳出総額4,361万5,248円、3の歳入歳出差引額は574万4,014円でございます。

歳入歳出事項別明細書により説明させていただきますので、258、259ページを御覧ください。歳入でございます。款の1、診療収入、項の1、外来収入、予算現額2,748万1,000円、収入済額2,646万1,748円、国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療の各診療報酬、その他収入の合計になりますが、前年度より1,149万6,147円、30.3%の減となっております。利用者数は延べ2,591人で、昨年度と比較して年間1,522人、37.0%の減少をしております。令和3年度に診療所の医師が3人交代したことや、医師不在のため1日のみ足柄上病院の医師による診療となった期間があることから、患者離れが進んだと思われまます。令和4年1月から星野医師が週3日、足柄上病院の医師が1日で、週4日の診療となり、令和4年5月6日に藤本医師が加わり、6月1日からは星野医師2日、藤本医師2日、足柄上病院の医師1日による週5日体制となっております。しかしながら、令和4年12月に突然、星野医師がお亡くなりになり、大変なこ

とになりましたが、藤本医師に診療所長と星野医師の診療日分をお引き受けいただき、週5日の診療を維持してきたところでございます。現在は令和5年4月より月曜日のうち第4週と第5週のみ^ア医師が担当しております。

款の3、繰入金、項の1、目の1、一般会計繰入金。収入済額164万5,000円につきましては、次の260、261ページにまたがりませんが、診療所会計において会計年度職員1名分を支出しておりますが、その職員が寄出張所と兼務であるため、一般会計の寄診療所費から職員人件費1名分の一部を繰り入れたものでございます。

項の2、基金繰入金、目の1、財政調整基金繰入金は、診療所会計の運営維持のために500万円を基金から繰り入れたものでございます。

項の3、特別会計繰入金、目の1、国民健康保険事業特別会計繰入金は、令和3年度に整備した電子カルテ一体型レセプトシステムに対して県から補助されたものですが、国保事業として診療所があるため、県から一括して国保会計に交付されたため、その補助金額を国保特別会計から繰り入れたものでございます。

款の4、諸収入、項の1、目の1、雑入。収入済額33万5,980円。節の1、オンライン資格確認導入補助金は、支出の一般管理費で購入しましたマイナンバーによる保険の資格確認ソフトに対する補助金で、国の補助制度ではありませんが、社会保険診療報酬支払基金からの補助となっております。

節の2、雑入は、保険診療外となる薬を入れる容器や、要介護認定の主治医意見書作成に伴う収入でございます。

項の2、受託事業収入、目の1、特定健康診査等受託料は、収入済額20万1,157円で、診療所において特定健康診査を受けた方の受託料で、国民健康保険団体連合会から診療所に支払われるものでございます。

款の5、繰越金は、令和3年度決算の余剰金を繰り越したもので、1,252万9,777円を繰り越いたしました。

款の6、県支出金は、医療機関等物価高騰対応支援として、1診療所当たり10万円が交付されるものでございます。

すみません、262、263ページをお開きください。最下段、歳入合計欄を御覧ください。収入済額4,935万9,262円でございます。

次の264、265ページを御覧ください。歳出でございます。款の1、総務費、項の1、施設管理費、目の1、一般管理費は、支出済額3,071万5,120円、不用額121万8,600円。不用額の主なものは報酬でございます。右側の備考欄、0101一般管理費の主なものは、17、備品購入費では、オンライン資格確認ソフト、心電計、全自動高圧滅菌器を購入いたしました。18、負担金補助及び交付金の医師派遣負担金は、足柄上病院の医師派遣に対する49日分の負担金のほか、あと施設の維持管理費などがございます。0102会計年度任用職員給与費は、レセプト事務員1名、窓口受付事務員2名、医師2名、看護師1名及び診療所兼出張所職員1名分の報酬等でございます。

次の266、267ページを御覧ください。目の2、団体負担金の支出額は496万720円で、医師会負担金などがございます。

款の2、項の1、医療費、支出済額1,509万4,660円、目の1、医療用機械器具費では、委託料として感染性廃棄物処理委託料を支出しており、ワクチン接種の注射器などもこちらで廃棄しております。

目の2、医療用消耗品費は、ワクチン接種の際のアルコール消毒綿や使い捨てグローブなどがございます。

目の3、医薬品衛生材料費は、医薬品代でございます。

目の4、病理検査費は、血液検査等の検査費用でございます。

268、269ページを御覧ください。款の4、予備費につきましては、一般管理費の修繕料へ17万6,000円、負担金の足柄上医師会負担金へ7万6,720円を充用いたしました。

最下段、歳出合計欄を御覧ください。歳出済額4,361万5,248円となりました。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
6 番 井 上 1点だけ確認をさせていただきます。265ページ、中段の備品購入費でですね、今の備品購入の説明の中で、オンライン確認ソフトをですね、備品購入費で買っ

たという説明がありましたけれども、そうしますと寄診療所では、マイナンバーの保険証が使用ができるというふうな理解でよろしいでしょうか。

町 民 課 長 診療所でもマイナンバーカードに保険証が登録してある方は利用できます。ただし、ふだんは高齢の方が多くて、マイナンバーカードで来る方が少ないので、窓口で声をかけていただくと中から機械を出してくれるというような状況になっておりますので、よろしく願いいたします。（「分かりました。」の声あり）

議 長 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第3号令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第4「認定第4号令和4年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和4年度松田町上水道事業会計決算報告を説明いたします。

286ページをお願いいたします。令和4年度松田町上水道事業報告書から説明いたします。概況（1）総括事項でございます。本文を朗読させていただきます。

本町の上水道事業は、給水人口8,910人の住民に対し、良質な水を安心して御利用いただくために、水害対策事業や施設の維持管理を行いました。本年度の水道事業収益につきましては、営業収益の主である給水収益は、新型コロナウイルス感染症対策の水道基本料金減免事業や、物価高騰による使用者の節水意識の向上などにより、前年度比2.9%の減、営業収益全体では前年度比2.7%減となり、金額にして約222万円の減収となりました。

また、営業外収益につきましては、新築住宅の需要増加により加入負担金の収入が前年度比29.3%増加したことにより、営業外収益は15.8%増の519万9,077円の増収となりました。

したがって、水道事業収益全体では前年度比2.7%の増加で、1億2,900万9,304円の収入となりました。

水道事業費用は、業務の合理化やコストの縮減に努めたものの、昨今の原油価格高騰による電気料金高騰の影響を受け、前年度対比8.2%増の1億1,927万2,842円の支出となりました。

その結果、今年度の営業成績を示す当年度経常利益では、前年度の経常利益880万1,962円から58.7%減の361万313円の計上にとどまりました。

資本的収入につきましては、宮下水源水害対策事業の建屋防水工事等の財源として、上水道事業債2,140万円を発行いたしました。

資本的支出は、宮下水源水害対策事業の建屋防水工事などを実施、前年度と比較すると支出総額は前年度比49.5%増の4,775万3,473円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,635万3,473円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額218万4,824円、過年度分損益勘定留保資金2,416万8,649円で補填いたしました。また、過年度分損益勘定留保資金の残1億4,302万1,359円と、当年度分損益勘定留保資金の合計2億551万5,649円は、令和5年度以降の資本的支出の補填財源として留保いたします。

次に、287ページをお願いします。このページの表は、収益及び費用の総括表で、事業収入に関する事項並びに事業費に関する事項を区分ごとに金額と割合で表したものでございます。

詳細につきましては、収益費用明細書で御説明いたします。290、291ページをお願いします。令和4年度松田町上水道事業収益費用明細書の収入です。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益、節、水道使用料につきましては、備考欄のとおりの内訳でございます。なお、令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策の一環として、水道使用料金の基本料金4か月分を減免しております。この分につきましては、備考欄、下から6つ目の一般会計繰入金により収入しております。

目3、その他営業収益、節、手数料につきましては、給水装置の中止・開始や給水工事の審査・検査などの手数料でございます。

節、他会計負担金につきましては、下水道事業特別会計から下水道使用料金徴収事務負担金と一般会計からの消火栓維持管理負担金197基分でございます。

項2、営業外収益、目2、雑収益、節、他会計負担金、一般会計繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による水道使用料基本料金の減免分でございます。

節、その他雑収益につきましては、寄簡易水道事業特別会計より水道料金徴収事務費並びに施設の維持管理に伴う人件費分の繰り入れと、加入負担金55基分でございます。

目3、長期前受金戻入につきましては、会計処理上の収益であり、外部からの現金収入がないものでございます。

項3、特別収益、節、過年度損益修正益につきましては、本来は令和3年度中の収益とするべきであった不明金を令和4年度に収入したものでございます。

292、293ページをお願いいたします。支出です。款1、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費は、水道施設関係の経常経費でございます。主な支出としまして、節、委託料の備考欄をお願いします。上から2段目、水質検査・検便検査委託料は、水道法に基づき水質検査を行い、結果はいずれも基準に適合し、放射性物質に関しても検出はされておられません。検針業務委託料につきましては、3名で、平均4,117件の検針を行っております。量水器交換委託料につきましては、計量法により8年と定められている使用期

限を迎える量水器736器について、期限満了前に交換をしたものでございます。

節、修繕料は、構築物等の修繕料で、漏水修理等でございます。

節、動力費は、宮下水源ほか4か所のポンプの動力電気料でございます。動力費につきましては、燃料費高騰により30.7%の増となりました。

294、295ページをお願いいたします。目3、総係費につきましては、職員1名分の人件費と事務事業費でございます。

節、負担金につきましては、庁舎維持管理、水道料金システム、納付書業務等アウトソーシングに係る負担金でございます。

296、297ページをお願いします。目4、減価償却費、節、有形固定資産減価償却費は、建物、構築物、機械・装置などの減価償却を、節、無形固定資産減価償却費は、庁舎利用権及び水道システムの減価償却費でございます。

目5、資産減耗費、節、固定資産除却費につきましては、令和4年度中に交換した量水器736器分などでございます。

項2、営業外費用、節、企業債利息につきましては、上水道事業企業債25件分の利子支出でございます。

298、299ページをお願いします。資本的収支明細でございます。収入です。款1、資本的収入、項以下企業債につきましては、宮下水源水害対策工事設計委託と宮下水源水害対策建屋防水工事に係るものでございます。

次に支出です。款1、資本的支出、項1、建設改良費、目1、建設改良費の主なものとしましては、節、給料、技術系職員1名の人件費でございます。

節、委託料の宮下水源水害対策工事設計委託料につきましては、令和5・6年に予定している自家発及び高圧受電設備の浸水対策について、詳細設計を行ったものでございます。

節、工事請負費の宮下水源水害対策建屋防水工事につきましては、酒匂川水系の洪水浸水想定に基づく水害対策事業で、電気室及び次亜塩素室の建屋について、浸水対策を行ったものでございます。

上茶屋送水ポンプ場定水位弁緊急更新工事につきましては、定水位弁の故障により緊急で更新工事を行ったものでございます。

項2、企業債償還金、節、元金償還金につきましては、上水道企業債17件分の元金支出でございます。

それでは、280ページにお戻りください。上段の表は令和4年度議会で承認いただいた令和3年度の剰余金処分計算書に基づき会計処理を実施した結果でございます。

下段の表を御覧ください。令和4年度松田町上水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。表の上段は資本金、未処分利益剰余金のそれぞれ当年度末残高を記載しております。

中段です。議会の議決による処分額としまして、当年度は未処分利益剰余金より減債積立金に当年度純利益の20分の1を下回らない額として20万円を積み立てさせていただきたく、また、建設改良積立金に300万円を、さらに未処分利益剰余金に含まれる現金のない金額1,419万8,509円を組入資本金に組み入れることにより、処分後の残高、繰越利益剰余金を現金の裏づけのある金額とさせていただき御提案をいたします。

なお、278ページにキャッシュ・フロー計算書、279ページに損益計算書、282、283ページに貸借対照表、300ページ以降に固定資産明細書、企業債明細書、建設工事の概要を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明は終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第4号令和4年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、利益の処分の議決と決算の認定について、採決を2回行います。

初めに、利益の処分について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第5「認定第5号令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を説明いたします。

寄簡易水道の事業概要ですが、給水人口1,424人、給水世帯686世帯、年間有収水量18万1,194立米でございます。

310ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額5,194万385円、歳出総額4,986万5,065円、歳入歳出差引額は207万5,320円、繰越額はございませんので、実質収支額は207万5,320円でございます。

312、313ページをお願いします。歳入です。款1、事業収入、項・目ともに給水収入、節1、水道使用料は1,368万8,362円、収納率は94.4%でございます。節2、滞納繰越分64万1,551円、収納率は34.7%でございます。なお、令和4年度も3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策として水道使用料の基本料を4か月分の減免をいたしました。減免した額につきましては、一般会計繰入金として繰り入れております。

款2、分担金及び負担金、項・目・節ともに負担金の加入負担金につきましては、5件分でございます。消火栓維持管理負担金は、消火栓78基分の維持管理費として一般会計より収入しております。

款 3、使用料及び手数料、項・目・節ともに手数料につきましては、給水工事の際の検査、審査及び給水の中止・開始に伴う手数料でございます。

款 4、繰入金、項・目・節ともに一般会計繰入金につきましては、長期債元金と利子の償還金、コロナ対策による水道基本料減免分等に充当するものでございます。

款 5、繰越金の前年度繰越金は499万5,082円でございます。

314、315ページをお願いします。款 7、町債につきましては、簡易水道事業債は土佐原配水池送水ポンプ更新工事と弥勒寺水源送水ポンプ更新工事に公営企業会計適用債は特別会計から企業会計への移行に係る分でございます。

316、317ページをお願いします。歳出です。款 1、事業費、項・目ともに管理費です。備考欄をお願いします。0101管理的経費の主な支出としまして、10、需用費のうち光熱水費は、水源 4 か所の取水ポンプ並びに 7 か所の送水ポンプの電気料です。修繕費は漏水 5 件と施設修理費でございます。役務費につきましては、コンビニ収納及びスマホ決済の手数料でございます。委託料のうち、水道使用料検針業務委託料は、検針員に対する業務委託料でございます。量水器取替委託料は、計量法によるメーター器の交換で、当年度は98器交換しております。水質検査委託料は、各水源 5 か所で水質検査と一般家庭等 7 か所で行う水質検査及び放射性物質水質検査でございます。緊急遮断弁検査委託料は、配水池において毎年点検を行っております。震度 5 弱で遮断するものでございます。寄簡易水道事業公営企業会計移行委託料は、特別会計から公営企業会計への移行に係るものでございます。17、備品購入費は、量水器交換に使用する量水器、水道メーターのことでございますが、98器でございます。26、公課費は、前年度に収入した消費税が支出した消費税よりも多かったため、支払うものでございます。27、繰出金は、上水道事業会計で納付書の発行や伝票処理などを行っている関係で、人件費相当分を上水道事業会計へ繰り出すものでございます。0102会計年度任用職員給与費につきましては、水道施設管理業務従事者報酬 3 名分で、業務内容は水道施設点検、残留塩素測定、施設内の草刈り等でございます。

316、317ページをお願いいたします。投資的事業でございます。土佐原配水送水ポンプ更新工事と弥勒寺水源送水ポンプ更新工事でございます。

最後に、公債費につきましては、長期債元金22件分、長期債利子29件分でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第5号令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 暫時休憩します。午後3時5分より再開いたします。(14時50分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(15時05分)

日程第6「認定第6号令和4年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和4年度松田町下水道事業特別会計の歳入歳出決算書を説明いたします。

326ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額2億5,818万2,357円、歳出総額2億4,997万4,583円、歳入歳出差引額820万7,774

円、繰越額はございませんので、実質収支は820万7,774円でございます。

328、329ページをお願いします。歳入です。款の2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料、節1、下水道使用料です。備考欄、公共下水道使用料、現年分につきましては1億1,354万1,681円、収納率は98.6%でございます。節2、滞納繰越分401万5,056円、収納率は50.1%でございます。

款3、繰越金の一般会計繰越金につきましては、下水道事業債の元利償還金に充当しております。

款4、繰越金の節、前年度繰越金につきましては、1,903万8,915円でございます。

330、331ページをお願いします。款の6、町債、目・節ともに下水道事業債につきましては、公共下水道事業債としまして、下原地内の流量計更新工事や資本費平準化債、特別措置分、2、酒匂川流域下水道債は流域下水道事業建設事業費負担金の支出に係る分で、公営企業会計適用債は特別会計から企業会計へ移行する分でございます。

332、333ページをお願いします。歳出です。款1、総務費、項1、下水道総務費、目1、一般管理費です。備考欄で説明します。主な支出は、職員1名分の給与費と委託料及び公課費です。節12、委託料のうち下水道使用料徴収事務委託料は、上水道と下水道の徴収事務を一緒に行っているため、下水道分を上水道事業会計へ支出するものでございます。節の26、公課費につきましては、令和4年度に支出した消費税分でございます。

目2、施設管理費、節10、需用費の光熱水費につきましては、流入点4か所における流量計とマンホールポンプ5か所の電気料でございます。修繕料につきましては、汚水柵撤去やマンホールの蓋補修、マンホールポンプ盤内部品交換等でございます。

334、335ページをお願いします。節12、委託料につきましては、流量計施設の保守点検、マンホールポンプの点検清掃などに係るものでございます。

款2、事業費、項・目ともに下水道事業費です。備考欄の中段、節14、工事請負費では、公共下水道管渠布設工事は汚水柵設置、公共下水道維持補修工事

は汚水柵の補修、流量計更新工事は下原地内に設置されているものが耐用年数を経過したため、更新したものでございます。

款3、項・目ともに流域下水道費です。節18、負担金補助及び交付金の酒匂川流域下水道事業建設費負担金につきましては、酒匂川管理センターの汚水処理施設の建設費に係る負担金、酒匂川流域下水道事業維持管理負担金につきましては、当施設の維持管理に係る負担金でございます。

款4、公債費は、336、337ページをお願いします。長期債元金104件分、長期債利子121件分でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点お伺いをいたします。ページ329ページ、329ページですね、あと実質収支に関する調書の326ページ。326ページのほうでは、令和4年度決算の実質収支820万7,000円ということで、決算が示されました。令和4年度の繰越金ですね、329ページによりますと1,900万円ということで、なかなか特別会計の中でですね、使用…歳入のほうというのは、やはり目的のあるものを使用料とかですね、手数料、あとは補助金等が財源とならざるを得ないということで、今後ですね、企業会計のほうにも移行をするということの段階の中で、繰越金ですね、1,900万あったのが、ここで実質収支で820万が5年度で補正を行いました。820万7,000円の繰越金の補正というふうな状況になっています。この辺で大分減ってしまったことに対するですね、原因が分かれば。また、あとそれですね、この前年度繰越金の部分が、予備費等の財源になるかというふうに考えますが、その辺ですね、大分繰越金の金額が減ったことによる影響あるのか、その2点をお伺いをいたします。

環境上下水道課長 まず、この繰越金、前年度の繰越金の金額からですね、令和4年度の実質収支額820万のこの差額でございます。流域下水道の動力費につきまして、令和4年度、令和3年度に比べまして945万9,000円の増額となっております。これが主な影響でございます。（私語あり）はい、燃料費のことですね。の影響でございます。この辺につきましても、各自治体、これだけの負担が増えておりま

すので、もうちょっと金額を抑えることができないか等を含めまして、県のほうには要望しておりますが、その要望した結果でもこの金額だったということで、今後も厳しい会計運営が迫られると思います。

今回ですね、補正予算をさせていただきましたが、この予定よりも繰越金が…繰越金ですね、令和5年度への繰越金が減りますので、まずはこの会計内で何ができるかといいますと、歳入を増やすことも歳出を減らすことも、担当としましては見つけるものがなくなっております。そういう中でですね、今一番できることは、まずは滞納を取る…取るというか、回収する。まずはそこを強化しようと思います。令和3年、令和4年度は、ちょっとコロナということがございまして、なかなか直接会うということにためらいがあったんですが、令和5年度はですね、上水も含めまして、給水停止なども含めて、上水、下水、両方ともですね、滞納について頑張ってもらいたいと考えておりますので、まずはそこで何とか調整をしていきたいというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 了解をしました。あれですね、県のほうというのは、流域下水道のほうの管理者に対しての要求ということで、そこをなるべく動力費ですか、燃料代等の削減をということでやったんですけども、なかなかそこは金額的にはこういった形になってしまったと。分かりました。

大分ですね、そうですね、やはり1,000万ぐらいですね、繰越金が減ると財政的な運営が厳しいと思います。滞納分を収納する努力というのもですね、滞納自体も…滞納は調定額で800万ぐらいあるんですかね。なかなか、収入未済…滞納分の収入未済とか現年分の収入未済を合わせてもですね、500万未満ですので、なかなか大変だと思いますが、厳しい状況ということは理解できました。ありがとうございました。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第6令和4年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第7「認定第7号令和4年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、令和4年度介護保険事業特別会計の決算について御説明をいたします。

344ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1番、歳入総額11億4,957万7,046円、2番、歳出総額10億6,419万7,144円、3番、歳入歳出差引額8,534万9,902円です。繰越し等ございませんでしたので、実質収支額は同じく8,534万9,902円でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。ページ346、347ページをお願いいたします。款1、保険料、項1、介護保険料です。予算現額2億2,281万5,000円、調定額2億3,121万2,090円、収入済額2億3,019万3,980円、不納欠損額23万8,180円、収入未済額77万9,930円でございます。不納欠損の処分についてでございますが、滞納繰越分の中には欠損として11名分ございます。内容としては、時効が9件、即時消滅ということで、相続者不存在ということで2件ございます。また、現年度分にもですね、不納欠損額がございまして、即時消滅として3件ございます。また、令和4年度末での65歳以上の第1号被保険者数は3,726人ございました。

項1、介護保険料、目1、第1号被保険者保険料のうち、節1、現年度特別徴収保険料は、年金収入が年間18万以上の方、3,410人に対するものです。

節 2、現元年度分普通徴収保険料は、年金収入が年間18万未満の方、316人に対するもので、収入未済額として72万7,600円、23人分の未済額がございました。収納率は96.4%です。

節 3、滞納繰越分普通徴収保険料としましては、収納未済額として5万2,330円、人数として16名分でございます。徴収率は61.6%です、高額滞納者の収納があったことによるものです。

続きまして、3、款3、国庫支出金でございます。項1、国庫負担金から項2、国庫補助金につきましては、介護給付費等に定められた割合を国の公費負担として収入しております。

続きまして、348ページ、349ページをお願いいたします。款4、項1ともに支払基金交付金です。こちらは第2号被保険者の保険料として、介護給付費等の27%相当分を収入しております。

最下段御覧ください。款5、県支出金、項1、県負担金、項2、県補助金につきましても、介護給付費等の定められた割合により、県の公費負担分として収入しております。

350ページ、351ページをお願いいたします。中段ですね、款6、繰入金、項1、一般会計繰入金は、町の公費負担分として介護給付費等の定められた割合を割合とし、目1、介護保険給付費繰入金以下同様に、目2から目4につきまして、それぞれの率に基づき、一般会計より繰り入れたものでございます。

続きまして、352ページ、353ページをお願いいたします。上段ですね。款6、繰入金、項2、基金繰入金、目1、介護保険財政調整基金繰入金としまして、介護保険財政調整基金より介護給付費に充てるために繰り入れたものでございます。

続きまして、354ページ、355ページをお願いいたします。上段8、款8、項1、目1、繰越金です。前年度令和3年度からの繰越金は3,143万913円ございました。

以上、収入済合計額としまして11億4,954万7,046円となりました。

続きまして、歳出の説明に移ります。356ページ、357ページをお願いいたし

ます。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費でございます。備考欄を御覧ください。01、職員給与費につきましては、職員2名分の人件費のほか、02、一般管理経費としましては、町村情報システム共同事業組合システム改修費負担金や、03、庁用車管理経費では、庁用車に関する経費を支出したものでございます。

1枚おめくりいただきまして、358、359ページです。項2、徴収費、目1、賦課徴収費では、介護保険料を徴収するための経費を歳出したほか、項3、介護認定審査会費、目1、認定調査等費では、介護認定…要介護認定訪問調査嘱託員3名分の雇用に関する経費を支出いたしました。

目2、認定審査会負担金では、足柄上地区介護認定審査会負担金として、1市5町の介護認定審査に係る経費として支出しております。昨年審査会のほうでは回数150回を行いまして、松田町では535件の認定がございました。

続きまして、360ページ、361ページをお願いいたします。款2、保険給付費でございます。支出済みとしましては9億6,984万275円です。前年度比較としては1.3%が減となっております。また、令和4年度第8期介護保険事業計画の2年目に当たり、計画値の給付見込額としては5.3%減となっている結果となっております。予算計上額との差異については予備費により対応しております。続きまして…あ、主なものとしましてはですね、介護サービス等の諸費としましては、要介護者の居宅介護から施設サービスなどのサービス給付費と、要支援者を対象とした介護予防費を、介護予防サービスを提供しております。

続きまして、款の…次のページ、364、365ページをお願いいたします。款4、諸支出金、項、償還金及び還付加算金の等のところではですね、介護給付費等の国庫負担金、地域支援事業費の国庫及び支払基金、県費の各負担、各事業費交付金等の3年度の分の精算を行いました。

続きまして、364ページ、365ページをお願いいたします。款5、地域支援事業費でございます。

目1の一般管理費では、01、職員給与費等として職員2名分の人件費を、02、一般管理経費では、地域包括支援センターの賃借料、03、車両管理経費等では、

庁用車に関する経費を支出してございます。

1枚またおめくりいただき、366、367ページをお願いいたします。目2、介護予防・生活支援サービス事業費でございます。こちらにつきましては要支援の方を中心に介護予防サービスを提供するための経費でございます。備考欄0101訪問型、0102通所型、0103生活支援サービスなど、高齢者の方々のニーズや身体機能に応じたサービスを提供してまいりました。

目3、一般介護予防事業費でございます。備考欄、0101普及啓発事業では、目的別の運動教室の直営事業を実施してまいりました。0102地域介護予防活動支援事業では、介護予防サポーター養成講座や運動教室、また、お休み処新松田などの運営を行ってまいりました。

続きまして、368、369ページをお願いいたします。目4、包括的支援事業・任意事業でございます。主なものとしましては、会計年度任用職員として介護予防支援専門員3名分を雇用し、要支援者の方々のサービス調整や訪問などを通じて、重度化予防に取り組んでまいりました。

続きまして、370、371ページをお願いいたします。上段のところの真ん中、05のところです。在宅医療・介護連携推進事業費では、足柄上郡内1市5町で…足柄上地区内1市5町で在宅医療・介護連携支援センターを運営し、06におきましては、生活支援体制整備事業におきましては、生活支援サポーターの養成事業など、生活支援体制に係る人材育成や支援体制づくりに取り組んでおります。07、認知症総合支援事業費では、認知症初期集中支援センターに係る経費や認知症カフェ、認知症サポーター養成講座などに開催する経費を支出してまいりました。

372、373ページをお願いいたします。予備費につきましては、一般管理経費等、3か所のほうに充用しております。

歳出合計としまして、予算現額11億6,662万3,000円に対し、支出済額10億6,419万7,144円、不用額1億2,402万5,856円となりました。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませ

んか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第7号令和4年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第8「認定第8号令和4年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、令和4年度用地取得特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

380ページを開きください、実質収支に関する調書により説明いたします。1の歳入総額は1,537万5,284円でございます。2の歳出総額1,530万7,187円で、よって、3の歳入歳出差引額は6万8,097円になります。5の実質収支額も同額の6万8,097円になります。

それでは細部説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、382、383ページのほうをお開きください。歳入歳出の事項別明細書により説明させていただきます。

まず歳入でございます。款1、繰入金、項、目、節とも一般会計繰入金でございます。予算現額1,530万7,000円でございます。収入済額は1,530万7,187円でございます。款、項、目とも繰越金、節1、前年度繰越金は収入済額6万

8,097円でございます。歳入合計は最下段お願いいたします。1,537万5,284円でございます。

恐れ入ります、次ページよろしくをお願いいたします。歳出でございます。款1、項1、公債費、目1、元金、節22、償還金利子及び割引料でございますが、予算現額1,525万円、支出済額は同額の1,525万円でございます。町屋地区先行取得事業として購入した際の起債1億2,200万円の元金償還金でございます。

次に、目2、利子、節22、償還金利子及び割引料でございます。予算現額は5万8,000円、支出済額は5万7,187円でございます。町屋地区の用地の購入の利子分でございます。

款2、予備費については、支出はございませんでした。

歳出合計、最下段をお願いいたします。歳出合計は1,530万7,187円でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第8号令和4年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第9「認定第9号令和4年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは説明させていただきます。後期高齢者医療制度は75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障害があると認定された方が対象となります。保険料の決定や医療の給付などは、神奈川県後期高齢者医療連合において行っておりますが、申請や相談など、窓口事務や保険料の収納については町が行っております。令和5年3月末の被保険者数は2,046人で、前年度より77人、3.91%の増となっております。

それでは、392ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1の歳入総額は2億362万4,981円、2の歳出総額は1億9,118万3,917円、3の歳入歳出差引額は1,244万1,064円でございます。

次に、歳入歳出事項別明細書にて説明させていただきます。394、395ページを御覧ください。歳入でございます。款の1、後期高齢者医療保険につきましては、収入済額1億7,039万7,840円、収納率は全体で99.90%、前年度比較0.05ポイントの増となっております。現年度分の収納率は99.91%、前年度比較0.04ポイントの増。滞納繰越分の収納率は93.79%で、前年度比較1.25ポイントの増でございます。収入未済額は38万5,330円で、現年度分32件5人分、滞納繰越分7件2人分でございます。参考といたしまして、令和5年4月から7月までの滞納繰越分の収納状況につきましては5,000円を収納しております。今後も引き続き収納率の向上に努めてまいります。

款の2、使用料及び手数料、項の1、手数料、目の1、督促手数料は、1件200円で95件分でございます。

款の3、繰入金、項の1、目の1、一般会計繰入金の収入済額は2,764万5,016円でございます。内訳は、低所得者の保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定制度繰入金、一般事務に係る経費として事務費繰入金、人間ドック補助金及び糖尿病性腎症重症化予防事業に係る経費として、事業費繰入金でございます。

款の4、繰越金は、令和3年度の決算の余剰金を繰り越したもので、540万8,175円でございます。

款の5、諸収入、項の1、延滞金、加算金及び過料、目の1、延滞金は1件分となっております。

次の396、397ページを御覧ください。項の2、雑入。前年度に町が支払った保険料の精算分を還付金として後期高齢者医療広域連合から受け入れたものでございます。最下段、歳入合計欄を御覧ください。収入済額2億362万4,981円でございます。

次の398、399ページを御覧ください。歳出でございます。款の1、総務費につきましても、支出済額50万1,411円で、被保険者証の発行や郵送料など、一般管理的な事務に係る経費でございます。

款の2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましても、支出済額1億8,969万4,756円で、保険基盤安定負担金と被保険者から徴収しました保険料を広域連合へ納付したものでございます。

款の3、諸支出金につきましても、支出済額15万3,750円。これは過年度の保険料に係る還付金で、年金特別徴収者の転出や死亡に伴う還付金でございます。

款の4、保健事業費につきましても、支出済額83万4,000円。保健普及費では人間ドックの補助金を1件につき2万円、37件の交付をいたしました。なお、予算に不足を生じたため、予備費から4万円を充用させていただきました。保健事業費では、国保会計でも実施しております糖尿病性腎症重症化予防事業を後期高齢者も併せて実施いたしました。

次の400、401ページを御覧ください。これらの事業に従事する保健師や健康教育の講師等に係る報償費、消耗品費などを支出しております。

款の5、予備費につきましても、保健事業費の人間ドック補助金へ4万円を充用いたしました。

最下段、歳出合計欄を御覧ください。支出済額1億9,118万3,917円でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第9号令和4年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第10「報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率について御報告をさせていただきます。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月より全面施行され、財政の健全性に関する比率の公表制度が設けられているところでございます。その比率に応じまして、地方公共団体が早期健全化及び財政の再生に係る行財政上の措置を講ずることを目的として、4つの財政指標について公表することとなっております。1つ目にですね、実質赤字比率、2つ目、連結実質赤字比率、そして3つ目、実質公債費比率、4つ目に将来負担比率の指標と併せてですね、公営企業会計の資金不足比率の公表が毎年度義務づけられております。また、この財政健全化に関する法律第3条の規定によりですね、監査委員からこの4つの指標を基に、その算出根拠となる数値を検証して、計数が適正に算出されているかを確認をし、その結果に対して財政状況の分析、財政健全化の推進の必要性について、今回は監査委員の審査を受けたところ適正と認められましたので、ここで議会

に報告させていただくものでございます。

それでは個別の指標について御説明をさせていただきます。1枚おめくりいただき、別紙になります。1つ目に、令和4年度決算に基づく松田町健全化判断比率では、単位はパーセントとなっております。まず左の、表左のほうから実質赤字比率でございます。こちらは一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。分母の標準財政規模は、自治体が通常の水準です、行政サービスを提供するために必要な一般財源をどの程度持っているかを表す指標で、普通交付税算定上の町税や譲与税、また普通交付税などの合計値、いわゆる標準税収額等に加え、普通交付税と臨財債を足したものになります。括弧内です、数値につきましては、町の基準値でございます。これが15%を超えてしまいますと早期健全化団体となりますが、松田町におきましては赤字ではなく、比率がないものとされますので、ここでは横棒となっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。これは企業会計等まで含めた全会計を対象とした赤字、実質赤字の標準財政規模に対する赤字比率でございます。こちらにつきましても括弧の、括弧内の20%を超えますと早期健全化団体となりますが、松田町におきましては横棒で赤字は算定されておりません。

続きまして、3つ目の実質公債費比率でございます。こちらは地方公共団体の一般会計等が負担する公債費及び公債費に準ずるものを、こちらも標準財政規模を基本とした額に対する比率を表したものでございます。分母はおおむね償還の元金と利子となります。いわゆる実質的な公債費に費した一般財源の額が標準財政規模に占める割合となります。ここは過去3年間の平均値を用いて、この比率が括弧内の25%以上の団体につきましては財政健全化計画の策定が必要となり、松田町におきましては6.1%と、昨年度比0.4%の増となっております。傾向といたしましては、令和元年度防災行政無線デジタル化事業債及び平成30年度の臨財債の元金償還が開始されたことに伴い、元利償還金が増え、分子の値が増加したことに加え、臨財債を含めた普通交付税が減少し、標準財政規模が少なくなったことなどを踏まえまして、分母の値も減少し、比率として

は全体では増加したという傾向でございます。

続きまして、4つ目の将来負担比率でございます。ストック指標では、こちらはですね、ある時点における借金の額を捉えるという指標で、普通会計がですね、将来負担すべき負債の標準財政規模に占める割合となります。公営企業も含め、地方公共団体の一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合を表したものでございます。括弧内の350%を超えますと財政健全化計画の策定が必要となり、松田町は16.3%となっております。ちなみに、よく言われます夕張市などにつきましては、今現在におきましても約700%近い数値となっている状況もでございます。こちらにつきましては昨年度比17.6%の減となっており、主な減少要因につきましては、財政調整基金をはじめとする基金の積立てにより、充当可能財源も増加したことから、比率は大きく減少したということでございます。

続きまして、2つ目になりますが、令和4年度決算に基づく松田町公営企業の資金不足比率でございます。御覧のとおり、松田町の下水道事業特別会計、寄簡易水道事業特別会計、上水道事業会計の資金不足はありませんので横棒となっておりますので、御報告をさせていただきます。

令和4年度の状況につきましては、いずれの会計についても資金不足がない状況でございまして、松田町においては過去に資金不足を生じた会計はないため、短期間な資金不足がある会計はないということとなっております。

それでは裏面、最終ページでございます。こちらは参考資料といたしまして、7月28日付で提出された財政健全化法の規定により、監査委員のですね、審査に付し、その審査意見を添付させていただきました。審査の結果につきましては、健全化判断比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類について、いずれも適正に作成されていると認められましたので、ここで報告をさせていただきます。

以上、説明及び報告を終わりにさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議長 日程第11「報告第5号令和4年度松田町一般会計継続費精算報告書の報告について」を議題とします。

本件も報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、報告第5号令和4年度松田町一般会計継続費（松田町小学校整備事業）に伴う精算報告書について御報告をさせていただきます。

このことにつきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定におきまして、普通地方公共団体の長は継続費に係る継続年度が終了したときは、継続費精算報告書、これは2枚目の別紙になります。を調製をし、地方自治法第233条第5項の書類、いわゆる決算書、認定書類等の提出と併せてこれを議会に報告することとなっております。

それでは1枚おめくりいただき、報告書について御説明をさせていただきます。本年度に終了した継続費でございますが、2本ございます。どちらも松田小学校整備事業に係るものでございまして、契約をする年度が違っていることに伴い、2項に分けて継続費を設定しているものでございます。

まずは1行目の松田小学校整備事業でございます。令和2年度から4年度までの事業年度において実施し、全体計画の年割額の実績の支出額はイコールとなっております。継続費を認定したとおりの事業額で完了をしたところでございます。比較欄の財源につきましては、令和3年度で計画額と変更が出てございます。計画額から実績額を引くことで数字が記載されておりますが、△のマイナスの表記は計画より多く収入され、△がない数値の値…計画につきましては収入がですね、少なく収入されたという表現にこの表でなっているものでございます。

令和3年度は国・県支出金が654万1,000円、そのほかの収入は、ここでは教育整備基金と、ここでは企業版ふるさと納税とのこととして、企業版ふるさと納税が多く収入されたため、計画額より85万9,000円を多く収入されましたので…されました。一方、地方債の額につきましては740万円少なく済んでおります。

理由としましては、国庫支出金の額が予定よりも多く収入されたことにより、地方債の額を抑えられたことによるものでございます

次に2行目、事業名、松田小学校整備事業の解体・外構についてでございます。令和3年度から4年度までの事業年度において実施し、令和3年度は計画どおり、令和4年度は2,680万2,000円少ない事業費で完了をしました。比較欄を御覧いただきますと、財源内訳につきましては、最下段の計を見ていただきますと、国・県の支出金が535万4,000円多く収入され、地方債は2,480万円、そのほか、その他が735万6,000円少なく収入されております。ここでのその他につきましては教育整備基金のことでございます。地方債と基金の収入額を抑えられた理由は、事業費…事業費自体が予定よりもですね、少なく済んだことと、国庫支出金が予定よりも多くなったことが主な要因となったものでございます。

以上、精算報告書について説明のほうを終わりにさせていただきます。

議長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議長 日程第12「報告第6号有限会社みやまの里の経営状況について」を議題とします。

本件も報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

観光経済課長 それでは、報告第6号有限会社みやまの里の経営状況報告について報告させていただきます。

1枚おめくりいただき、1ページ目をお願いします。有限会社みやまの里の概要につきましては、番号3、設立年月日から順次報告させていただきます。3、有限会社みやまの里は平成8年4月1日に設立されています。4、資本金は500万円です。町長ほか12名の方が出資者となっております。町は資本金60%、100株中60株の300万円を出資しています。6、役員につきましては、代表取締役 大館一郎さんほか3名となっております。7、役員、社員の給与費等は資料に記載されているとおりでございますので、後ほど御高覧ください。

おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。総会資料であります

令和4年度事業報告書に基づいて主な事業を報告させていただきます。4月1日に夏休みの施設利用の抽選会から始まり、みやま運動広場管理センター、テニスコート等の草刈りや清掃など、維持管理を定期的に行っております。5月27日の第26期通常総会をはじめ、社員会議につきましては定期的に開催し、業務報告や事業進行管理を行っていただいております。なお、昨年につき新型コロナウイルスの影響として、例年御協力をいただいております5月の若葉まつりが中止となりましたが、令和5年1月にはロウバイまつりを開催し、大勢の方の御来園をいただきました。

続きまして、3ページ目を御覧ください。令和4年度における各種施設の利用人数でございます。それぞれの施設の月別利用回数、利用人数、下段に年間の合計数、また、最下段には前年度の実績が記載しております。また、同ページの枠外、最下段には、令和3年度の実績を記載しております。令和3年度と令和4年度を比較しますと、利用人数については管理センターが189%の増、グラウンドが12%の減、テニスコートが6%の減でございました。なお、資料のとおり、管理センターの宿泊客が前年比3倍近くと増加となりましたが、新型コロナウイルスの感染症の影響前と比較すると、まだ厳しい状況でございます。また、テニスコートにつきましては、昨年度と比較すると利用者数は減となりましたが、コロナ禍前から比較しますと増加傾向にあります。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、4ページ目を御覧ください。損益計算書になります。初めに左上の売上高でございます。寄自然休養村管理センターの利用料金が167万4,530円、グラウンド、テニスコート等で209万4,785円の収入がありまして、売上げの総利益としましては376万9,315円となっております。なお、売上総利益における前年度との比較では、16万8,775円の増でございました。販売費及び一般管理費でございますが、483万6,302円で、右側の5ページ目を、5ページ目にその内訳が記載されております。役員の報酬から会議費まで、それぞれの費目ごとに支出した経費となっております。

4ページ目にお戻りください。売上総利益から販売費及び一般管理費を除きました営業利益はマイナス106万6,987円となりました。次に営業外収益といた

しましては、受取利息、雑収入、町委託金とは指定管理委託料になります。合算いたしますと、営業外収益は合計で83万8,532円となっております。令和4年度は令和3年度に比較すると施設利用等に関わる売上げが、売上総利益が増収となったものの、コロナ禍前と比較しますとまだ売上げが少ない状況となっております。

1枚おめくりいただき、6ページ目を御覧ください。貸借対照表を御覧ください。左側が資産の部、右側が負債の部でございます。まず資産の部の流動資産632万4,033円につきましては、現金、預金、未収金との合計でございます。左側最下段、資産の部の合計につきましては632万4,033円となります。次に右側の負債の部では、流動負債として23万3,773円になります。内訳は未払金、預り金、未払法人税等となり、負債の部で、部の合計で23万3,773円になります。続きまして、下段の純資産の部、株主資本609万260円につきましては、下段の資本金500万円と利益剰余金を合算した金額となっております。

右側の7ページ、監査報告書を御覧ください。監査につきましては令和5年5月19日に実施されました。事業報告書、損益決算書、貸借対照表等と会計帳簿を照会いたしまして、適正に処理された旨、監査員、監査役から報告を頂いております。

1枚おめくりください。8ページ目をお願いいたします。令和5年度の事業計画となります。寄地区の発展の一環としまして、自然休養村管理センターをはじめとする各施設の管理運営を行い、利用者のニーズ及びサービスの向上を図り、効率性のある事業運営を展開、また、観光案内に力を入れ、活性化を図ることを計画されております。なお、指定管理期間については令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなります。

続きまして、9ページ目をお願いいたします。令和5年度の予算書になります。前年度予算と今年度予算の比較した表となっております。まず収入科目につきましては、令和3年度予算額が574万9,000円、令和5年度予算額は591万円です。予算額を変更した主な科目としましては、収入予算については、管理センターでは前年度対比15万円の増で180万円、グラウンドナイターでは10万円の増で75

万円、その他売上げで前年度対比20万円増の50万円とされており、このコロナ禍による利用者の状況が少しずつ解消されてくることを想定しております。支出科目につきましては、近年の燃料費の高騰により、増額がされております。なお、歳入歳出総額で16万1,000円増額した予算であります。これは収入面で利用者の状況が少しずつ解消される予想を見込んでいることが一因であります。

以上でみやまの里経営状況について報告させていただきました。よろしくお願いいたします。

- 議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。
- 1 2 番 大 舘 8 ページのですね、5 年度事業計画の中で、夏休み…ああ、そうじゃないや。寄の観光案内、情報発信等とありますけれども、具体的にはどのようなことを考えていただけるのかお尋ねします。
- 観 光 経 済 課 長 観光は地元が支えるべきであると思っておりますので、管理センターでは寄の観光拠点であるため、みやまの里がやっていくということで、具体的にはこれまでどおり、電話での問合せや観光案内、または寄を P R するまた新たなイベントも考えておりますので、そういったことで観光振興を図っていくのを継続して実施しております。
- 1 2 番 大 舘 やっぱ管理センターは自然休養村事業の始まりからですね、寄地域のアンテナ的な場所だと思います。そういった意味で、みやまの里の経営だけ考えるんじゃないで、寄全体の、何ていうのかな、誘客とかそういうものを考えていかなくちゃいけないと思っておりますけども。今、幸いドッグランのほうでは入り込み客は年々増えてるようで賑わっていますけれども、どうしても上流のほうは閑散として、特にコロナ明けの今年は人が増えるのかなと思ったら、もう…天候の加減もあるんでしょうけども、人がほとんどいない。以前はですね、毎年 8 月…あ、7 月の夏休み入ると、土・日なんか、河原、海水浴場みたいに人が来て、土手にずっと車がとまっているというような状態がありました。そのようにしろということじゃないんですけど、もう少しアピールをしてもらって、誘客ができるように。もちろん、自分のうちも観光業やってますから、それなりに発信はしてますけれども、やっぱり管理センター、みやまの里が中心になっ

て寄全体の入り込み客を増やす、そういう算段をしていかないといけないと思うんだよね。それで、桜…じゃないや。ロウバイまつり。一時は確かにお客さんありますけど、それ以外になるとなくなっちゃう。今年は農園のところでですね、ヒマワリの種をまいてもらって、きれいに咲きました。ところが、何か終わりのほうになって、ヒマワリフェスティバルをやってますとか看板が出たというか。その後手後手的なところがあるんですよ。だからもう少し、せつかくそういうものを作ってお客さんを呼ぼうとしているんで、もう少しマスコミ等、何かいろいろ手だてがあると思うんですよ、タウンニュースとか新聞に投稿するとか。そういった積極的なそういう売り込みが必要だと思いますけれども、このみやまの里のこの事業計画の中でも、そういうことも取り組んでもらってですね、お客さんを増やすという、そういう算段ができないのかどうか、その辺をお願いします。

観光経済課長 町といたしましてもSNSや新聞媒体を、あらゆる媒体を使ってPRしています。管理センターもそういったことも誘客のために使っておりますが、より入り込み客が増えますよう、町と管理センターよく話し合いまして、積極的にお客様が来ていただける、そして来ていただいて喜んでいただけるように、綿密に調整いたします。もう少しPRできるように指導してまいりたいと思います。

12番大 舘 やっぱり、何ていうの、行政だけでやれとか、その各事業者がやれじゃなくて、力を合わせてお客さんを呼ぶ算段、それってやっぱりリーダーシップを取ってもらうのは担当課がですね、牽引者になってもらわないとまとまらないわけですね。ですから、そういう形をぜひ取っていただいて、より入り込み客を増やす方法、お互いに考えていかなきゃいけないと思うんです。よろしく御指導のほどお願いします。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で報告を終わります。

暫時休憩します。午後4時25分より再開します。 (16時12分)

議長 休憩を解いて再開いたします。 (16時25分)

日程第13「産業厚生常任委員会所管事務調査報告」を議題とします。

委員長からの報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長 南雲まさ子君。

産業厚生常任委員長 令和5年6月29日、松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 南雲まさ子。

産業厚生常任委員会所管事務調査報告書。本委員会で継続審査とした「更なる子育て支援の充実」について調査研究の結果を松田町議会会議規則第76条の規定により次のとおり報告します。

1、調査の件名。「更なる子育て支援の充実」について。

2、調査の目的。現代社会にあって、少子化の進行、核家族世帯や共働き世帯、ひとり親世帯の増加など、子供を取り巻く環境は多様化・複雑化していて、様々な子育て支援策の対応が求められています。そのような状況の中、本町が取り組む子育て支援がさらに進められるように調査研究することとしました。

3、調査の内容。本委員会では「更なる子育て支援の充実」を調査項目として、計14回の委員会を開催し、第2期松田町子ども・子育て支援事業計画、全国の子育て施策の先進事例、子どもの権利条約の調査研究を行いました。また、調査研究の一環として、子育て支援を先進的に取り組んでいる静岡県長泉町に視察に行きました。

4、調査研究のまとめ。本町の子育て支援は、18歳までの小児医療費助成（所得制限なし）、産後ケア・産後家事支援費用の助成、一般不妊治療費・不育治療費の助成（年齢制限・所得制限なし）など、かなり手厚いことが確認できました。これらの子育て支援情報を町内外にしっかり発信していくことが大事ではないかと結論しました。

そして、調査研究を通して本委員会として次のことを提言します。

5、提言。1、子育て支援について分かりやすくするため「子育て支援ガイドブック」を作成。2、チルドレンファーストの町として、「子どもの権利条

約」を条例化。3、おむつ替えや授乳の場を提供する「赤ちゃんの駅」の設置。
4、県立足柄上病院小児科の初診料の補助。以上です。

なお、御不明な点がありましたら、私のほかにも委員がおりますので、発言
することをお許してください。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

5 番 田 代 1点だけお知らせください。子育て支援を先進的に取り組んでいる静岡県長
泉町に視察に行きましたと。一方で、松田のほうはかなり手厚いことが確認で
きましたと。これは比較してほとんどその先進的な長泉町と同じぐらい松田は
先進的だと、このように受け取ってよろしいでしょうか。

7 番 南 雲 松田町もかなり長泉町と同じような施策を、子育て施策をやっていますけれ
ども、長泉町ってとても財政が豊かな町なので、すごく、例えば新幹線の通学
料補助していたり、そういった部分ではやはり、あと、そうですね、おじい
ちゃんのファッションショーとか、またそういった何か優しい部分もありまして、
松田町でも長泉町でやっていないようなこともやっておりますけれども、また
そういった部分で参考になることがたくさんありました。以上です。

5 番 田 代 結構です。ありがとうございました。

議 長 ほかにございますか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ご
ざいませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 日程第14「議会ICT化に向けたタブレット端末の導入に関する委員会報告
(議会改革推進委員会)」を議題といたします。

委員長からの報告を求めます。6番 井上君。

議会改革推進委員長 それでは、議会改革推進委員会としまして、議会ICT化に向けたタブレッ
ト端末の導入の検討を行ってまいりましたので、その結果をですね、皆さんに
報告をしたいと思えます。令和5年8月9日、松田町議会議長 飯田一殿。議
会改革推進委員会委員長 井上栄一。

議会ICT化に向けたタブレット端末の導入に関する委員会報告書。

1、経過。1、先進導入された寒川町議会の視察を令和4年7月に行いました。

2、先進導入された湯河原町議会の視察を令和4年10月に行いました。

議会全員協議会へ機種決定等の報告及び協議をですね、令和5年6月に行い、議会全員協議会への検討等の中間報告を令和5年の7月に行ってください。

委員会としまして、最終報告に向けたまとめを令和5年の8月に行ったということでございます。

2番、タブレット端末の導入検討の目的につきましては、ICTシステム、端末ですね、ハードウェアとアプリケーションを導入し、その利便性を生かして議会機能の強化を推進をします。資料の電子データ化により、情報共有をより円滑に推進するとともに、資料を蓄積をし、議案資料等を過去のデータも含めてですね、検索・比較を行うことにより、今後の議会活動をより有効にするよう活用を図っていくことを目的としています。

3番、目的別の論点整理、タブレット端末の導入による議会機能の強化ということでございます。1、議会の活性化、議員の資質向上としてですね、ア、調査研究資料の充実。イ、議案審議、委員会活動等での活用。ウ、町民への迅速・的確な情報提供を行うことができる。2、危機管理体制の強化としまして、ア、災害情報の収集及びその収集した情報データ等をですね、共有ができる。3、議会運営の効率化としまして、ア、議会のスケジュール等の情報の正確・迅速な共有。イ、大量の資料整理が不要。ウ、複数の資料の持ち運びが不要となる。エ、膨大な紙資料を削減することによるメリットがあります。オ、資料準備のための事務作業の軽減。印刷、コピー等がですね、PDFファイルを作成することによって省力化ができるということでございます。

4、タブレット端末の活用とシステムや機能の想定。1、議案審議への活用です。2、議員活動への活用。3、町民への迅速・的確な情報提供。4、委員会活動への活用。5、迅速な情報伝達。6、議会スケジュールの共用。7、議会情報の共有。裏面でですね、続きまして、8、緊急情報の確認。9、安心安全情報の確認。10、災害時の被害状況の報告。11、ハードウェアのほうの機能

といたしましては、A4サイズの実表示ができる機種として、iPad Proの12.9インチモデルであるとですね、実サイズが表示できるということで、これに決定をいたしました。12、ペーパーレス会議システムの導入。これらを議会活動、議員活動の中で使用する際にですね、使用するシステムをですね、スマート。端末への、これはですね、端末への自動配信、説明時の画面の同期表示、全文検索機能、メモ機能等を備えているシステムでございます。13、インターネットウェブサイトの閲覧を、これはiPad Pro単体でもできると。14、カレンダー表示、オフライン閲覧可能、メール機能、その他タブレットとしてのインターネット機能を利用することができる。

5、個別の検討課題。1、インターネットへの接続環境。ア、セルラーモデル、これは通信会社のSIMカードを利用する方式による、Wi-Fi環境のない場所でも、あとは災害時等でもですね、通信ができ、システムの利用やインターネットが利用できる。2、タブレット端末のシステム導入費用及び運用経費。ア、タブレットのリース料、通信費を検討をしてみました。3、セキュリティや管理体制。ア、セキュリティ対策はアップル社の専用ソフトウェアで基本的には対応をしている。イ、機器を各議員へ貸与、保管する。これらの責務は貸与された議員自身によるということでございます。ウ、故障や破損、紛失などの対応や対策を事前に決めてですね、それから議員への貸与をする必要があるのではないかとということでございます。4、私的目的での使用禁止についての検討。ア、私的目的の端末使用禁止の範囲や方法についての検討がこれから必要です。5、他町議会の先行事例やタブレット導入に向けた研究状況の調査。アとしましては、令和4年の7月に寒川町議会を視察をいたしました。寒川町議会は導入から8年で、県内ですね、町村としても議会として先行的に導入をされています。機種はiPadで、全議員へ貸与をしています。通信環境としましては、セルラーモデルということで、システムについてはモアノートを導入をしております。イ、令和4年10月の湯河原町議会を視察した状況です。湯河原町は導入から3年を経過して、議会が先行をして、行政よりもですね、先に先行導入をしていると。機種はiPad。これはですね、

一応一番上の11で書いてありますように、同じ機種、iPad Proの12.9インチをですね、湯河原町議会も使用をしていたと。貸与方法は議員へそのまま貸与で、モデルとしてはセルラーモデル。システムとしてはサイドボックスを導入をしておりました。議会運営システムの選考について。これは3社によるデモンストレーションを実施し、システムや費用等の比較をして、その中で最もよかったもの、費用が安いものを比較検討をしました。種類、システムについては、モアノート社とですね、サイドボックス、スマートディスカッションの3社をですね、比較検討をしました。結果はですね、その上段の12に書いてございますように、ペーパーレス会議システムとしてはスマートディスカッションが一番適当だという委員会での結論が出ました。

6、導入に向けたスケジュール。今後ですね、1としまして、令和5年度の当初予算にです。当初予算にはですね、10月から3月までの6か月分が計上済みとなっております。2、運用開始時期は令和5年9月の議員選挙による改選後に導入をし、10月以降、初期設定、操作研修を実施し、運用を開始していくスケジュールでございます。

7、導入に関し必要となる規程あるいは申合せ、導入方法によるところにつきましては、1、タブレット端末貸与。議員全員に貸与をいたしますので、これに関する規程整備。2、タブレット端末の使用範囲に関する規程の整備。3、セキュリティーに関する規程。どの程度までセキュリティー対策をしていくのかという規程です。4、議場、委員会室等でのタブレット等ICT機器の使用に関する規程。今はですね、会議規則の中でこれに抵触する部分はないという形の中でやっていますが、今後は会議規則等の改正、規則等へですね、タブレットの使用について明記する必要があるのではないかという結論が出ました。

以上です。よろしく御検討ください。

議 長 議会改革推進委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。
10番 齋藤 この4番のタブレット端末の活用システム機能の想定の中に、その町民への迅速・的確な情報提供とありますけれども、これ預かったそのタブレットを使って、例えば自分の関係者へ情報を提供する、メールなり何なりでやっていく

とか、そういったものが想定されるんですけども、それらのことをすぐに来てしまう可能性もあるんですけども、それがセキュリティーの問題で相手側に行ったときとか、そこでつながっていくことについて、セキュリティーがどうなってるのかなど。あと、それらどんどん増やしていくことによって、これ iPad ですと、多分、この機械の持っている性能がどのぐらいか分からないんですけども、iCloudのほうに物を上げてからやるようになるのかなど。ただ、iCloudを無料で使えるのは5ギガまでだと思うんですよ。先ほどPDFでやられるというようなことで、意外とPDF結構使いますので、その辺がこの大量の資料に対して対応ができるのか。それとも、そのクラウドをまた増やしていかなきゃいけないのかなって思うんですけど、そういった予算も今後検討しなきゃいけないと思うんですけど、そういったことはどうなってますか。

6 番 井 上 今のですね、御質問の中で、町民への対応というのはですね、今おっしゃったような形です。例えば災害等があれば、その災害の現場等からですね、または災害の地域に集まった人に対して、町からの情報提供をするのに使うというふうなことで考えています。

あとですね、その容量的な問題ですけども、これはですね、議会議案等の資料につきましては、こちらのですね、スマートディスカッションという会社のサーバーを経由しますので、iCloudにですね、そこにためておくということではなく、こちらの、これはね、キッセイコムテックという会社のシステムですので、そちらを利用したサーバーを利用する。また、それにかかるですね、先ほど費用の検討をしたというのは、そちらでですね、サーバーの利用にかかる費用もですね、この計算の検討の中でですね、費用的にはこちらのサーバーを何ギガバイト使用した場合にはどうなるというふうな検討をしてですね、そちらにしましたので。特にiCloudのほうの容量を増やすということは現時点では考えておりません。

10 番 齋 藤 ありがとうございます。あと、個人でいろいろ持つと、今度自分の内容、その議案に対して自分の何か書き込みとか入れたりしていったり、足していかな

きやいけないと思うんですけど、それはマイドキュメント的なものが持てるのか。みんなでやってる、そちらの会社のクラウドに入る以外にその中に持てるのか、その辺はどうなってます。

6 番 井 上 議案等に係る部分ですね。例えば、今回決算書等が提示されましたけれども、ただ、その決算書の原本だけを閲覧するのではなく、当然それに対してですね、自分の必要なコメントとかですね、書き込みをしていかないと、実際にはですね、議案審議に活用ができにくいと。その場を見てその場で確認するだけではなく、事前に確認をして、そこに対する、例えば質疑項目とか様々なコメントとかですね、気のついたところとか、あとアンダーラインですね、そういうのをやると。そういうのは全部ですね、このペーパーレス会議システムの中にですね、含まれているということでございます。

10 番 齋 藤 分かりました。

議 長 ほかにございますか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 日程第15「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

申出書は議会広報広聴常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、所管事務ほかについて、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり提出されています。

最初に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございません

か。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長 日程第16「議員派遣について」を議題といたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動等について、今後の計画についてお手元に配付のとおり派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議会閉会中の調査活動に議員を派遣することに決定しました。なお、日程、派遣議員に変更等が生じた場合には、議長に一任をお願いいたします。

以上で予定しました日程の全てが終了しました。

ここで、9月30日の任期をもって議員をお辞めになる方がいらっしゃいますので、御挨拶を頂きたいと思います。なお、写真撮影について許可しておりますので、御承知おきください。最初に、3番議員の内田晃君から退任の御挨拶をお願いします。

3番内田 退任の挨拶ということで、一言御挨拶させていただきます。その前に、3日間、第3回定例会、議員の皆様、また職員の皆様、本当にお疲れさまでした。御苦労さまでした。

私ごとの話になってしまうのですが、私も職員上がりということで、55歳のときに早期退職をしまして、ちょっと自分がやりたかったことをやってたわけですけど、そんな中、63歳を目前にして、ある方から、次の町会議員選挙にぜひ出ないかというお誘いを受けました。最初はちょっと私も固辞してたんですけど、何度も何度もそういうお誘いを受けて、とうとう私も根負けてしまい、63歳で、結果は無投票だったんですけど、議員になれたということで、よく分からない、初めてのことで、皆さんの様子をうかがいながら、4年間何とか勤め上げたかなという気持ちでございます。

いろいろ思い出すこともあるんですが、私が職員だった頃のちょっと話をさ

させていただきますと、その当時、たしか議員はもう20名ぐらいいたのかな、人数的に。それで、名前は言いませんけど、ある議員は相当、こんなこと言ったら申し訳ないかもしれないですけど、癖のある方で、またよく職員を恫喝していた議員がおられました。名前は言いません。私もそれを見て、よく恫喝されていたのは、後ろにいる皆さんと同じ課長クラスの職員がよくやられてました。それで、ある課長も再三そのような無理難題を押しつけられて、仕方なくそれに従ったという方もおられました。その下で私なんか働いていましたもので、課長からしょうがねえからやってやるよとか、そういうふうな形で私も職員時代を過ごしてきました。でも、それは昔の話で、今ここにいらっしゃる議員さんたちは決してそのような無理難題等を言う人たちは誰もいないと思います。その分、今の職員の皆様はある程度気が楽というか、じゃないかなという、私なりに4年間見てて思いました。私も議員になったら絶対そのような議員にはならないということを自分なりに決めて4年間やってきました。皆さんにはそういう言葉をかけたことがないとは私は信じております。

それで4年間やった中で、いろんな意見とかそういうことも発したわけですが、私が一番感じたのは、初めて自分の議席に座って、皆さんの顔を正面から見たときです。皆さんは私が職員のとくに、ほとんどが新入社員、新規で入ってきて、まだ若く、初々しいところでした。私と一緒に、私の部下としてやられた方もいるし、私と同じ課で、仕事が違っても同じ課で働いた方もいます。それと、よく仕事が終わってお酒を酌み交わした職員もたくさんいます。その顔を見たときに、懐かしいなというのがまず第一印象で、その後、次は、あんなに若くて初々しかった、ね、職員が、今はもう立派に課長職として議会でも立派に答弁している。その、何ていうかな、見てて、お、大したもんだなというような気持ちになったのも感じました。

それで、いろいろまだ思い出話を言えば切りがないんですが、今日議会終わって、正直言って一抹の何か寂しさみたいなのは、ちょっと湧いてきました。これでもう皆さんとこういうふうにお会いすることはもうできないんだという、ね、ちょっと寂しさもありますけど、また違った形で何か町のためにお手伝い

ができたという気持ちで今はおります。

もっともっといろんなことを話したいなと思ってるんですけど、それは次の席でちょっとお話をしようかと思っけていますけど。何はあれ、これから松田町、今、大変な時期です。人口減、それから新松田駅前開発等、いろんな問題も山積していると思っけていますけど、議員の皆様、また職員の皆様、この町をよくする、ね、ために、車の両輪となって町の発展に寄与していただければ、本当にありがたいと思っけています。それを期待してお別れの御挨拶に代えさせていただきます。いろいろありがとうございました。（拍手）

議 長 長い間お疲れさまでした。

続まして、8番議員の中野博君から退任の御挨拶をお願いします。

8 番 中 野 1期生があんなに見事にやられちゃうと、私は何しゃべっていいのかなと。（「やらなくてもいいですよ、まだ時間もありますから。あと2週間ほど。」の声あり）そうだね、まだ出るも出ねえも言っけてねえんだけどな、俺。（笑）

4期16年間、今思っけてみますと、長いようであっという間の16年間でありました。この間、今私は本当にこの町のため、また町民のためにお役に立ててきたんだろうかなと、そんな自問自答の毎日でもあります。そして、町の職員の皆様方に、時としては無理難題を押しつけ、大変御無礼な面もあつたんではなからうかと思っけております。この場をお借りしまして、その点につきましては重々おわびを申し上げたいと思っけております。

私はここでこの議会というものを去りますが、私はこの松田町というものが大好きです。私は議会は去っても、その後、この松田町がどうになつてもいいよという気持ちなど毛頭ございませぬ。したがいまして、今後も何らかの形でもつてつながりを持ち、微力ではございませぬが、少しでもお役に立っけていたらなど、そんなふうと思っけております。

今思っけてみますと、この16年間という歳月は、私の人生、また、人生観を大きく変えてくれた年月でございませぬ。そして、私の人生の中で一番光り輝いていた16年ではなかつたかなと思っけています。そして何よりも楽しかつたです。本当に皆さんとお会いできて、この議会に来るのが楽しかつた。そう思っけるの

も皆さん方の温かい御支援、そのたまものだと深く感謝をしておる次第でございます。

私は今年、後期高齢者のお仲間入りをして、75歳になりました。しかし、まだまだ若僧のつもりでおります。したがって、これから今までできなかったこと、また、やれなかったことに再チャレンジをしようと思っております。残された人生あと何年もございませませんが、また、その節には皆様方の御厄介になることもあろうかと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

先ほど内田議員も申されましたが、いざ、この席に立ちますと、ああ、今日で終わりなのかといった一抹の寂しさもございませぬ。しかしながら、これからの町の行く末や、今後残られるであろう議員の皆様方に託してまいりたいと思っております。

結びに当たりまして、この松田町のますますの発展、並びに議員各位のますますの御活躍、御多幸を御祈念を申し上げまして、私の16年間の、本当に本当にありがとうございましたという言葉で締めくくらせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

議 長 長い間お疲れさまでした。

続きます、12番議員の大館秀孝君から退任の御挨拶をお願いいたします。

1 2 番 大 館 先ほど中野議員が、内田君の挨拶が立派過ぎちゃって、お2人の方の後で私何を言えばいいのか。原稿は家に忘れてきちゃった。思いつきで話をさせていただきます。

私は7期28年間、人生の半分に近い年数を議員として働かせていただきました。自分では町民のために、町のために一生懸命働いてきたつもりではありますけれども、恐らく町民の皆さんは私の活躍については2階から涙のような思いでいられたのかなと思います。これからは一町民として、なおさら今まで以上にですね、松田町のために、また、うちのほうは辺境ですから、寄地域発展のために力を尽くしていきたいと思っております。一町民でなりますので、今まで以上に自由に発言ができるのかなと感じております。

本当に光陰矢のごとしと言いますけれども、28年間、昨日のように思い起こ

します。その中で、議員生活の中で一番印象に残っているのはみやまグラウンドの地主の件で、今、田代副町長がいられますけれども、地主さんと交渉してもなかなかまとまらなかった。それが田代副町長が行って、1日で話をまとめられた。これに対しては本当に自分の力のなさに情けなく思った以上に、田代副町長に本当にそのときはありがとうございました。この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

そのほかにも一つ一つ例を挙げて話をすれば、明日の朝まで話しても、28年間ですから、なかなかね、終わりません。次の何とか会がありますので、その時間のほうは十分に取っていただきたく、以上で挨拶は終わりたいと思います。

最後にですね、これから出馬される皆さん、それと説明員の職員の皆さん、大変長い間お世話になって、恐らく偏屈な私ですから、腹も立ったでしょうけども、この場を借りてお許し願いたいと謝ります。どうも皆さん、長い間ありがとうございました。以上で終わります。（拍手）

議 長 長い間お疲れさまでした。

続きまして、1番議員 唐澤一代君に退任の御挨拶を頂きたいところですが、体調不良のため欠席されております。体調が回復されますよう、お祈りいたします。

これをもって本定例会は閉会といたします。3日間にわたり慎重な御審議ありがとうございました。 (17時06分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 年 月 日

松田町議会議長

署名議員 番

署名議員 番